

「みえの食」データベース作成業務に係る企画提案コンペ 参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本業務は、県内農林水産物・加工食品を掲載した「みえの食」データベースを作成することで、バイヤー等へ効果的・効率的な三重県産品の情報発信を進め、みえの食の販路拡大を通して県内食品関連事業者の振興と雇用の促進につなげることを目的としています。

2 事業主体

三重県

3 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名：「みえの食」データベース作成業務
- (2) 委託期間： 契約日から令和2年3月11日（水）まで
- (3) 成果品：①「みえの食」データベース及び作成に使用した電子データ一式
②「みえの食」データベース 使い方マニュアル電子データ
③「みえの食」データベース データベース紹介用チラシ
電子データ
④業務実施報告書（A4版、カラー）
⑤収支精算報告書
⑥その他必要な資料一式

4 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

5 契約上限額 2,105,840円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案資料の提出

- ①提出期限 令和元年10月2日（水）12時00分まで（必着）
- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵便等による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可）

④受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

- ①実施日・場所 令和元年10月10日（木）午後 三重県庁内（予定）
 - ・プレゼンテーションの要否及び実施日時については、10月7日（月）以降に、企画提案資料に記載の連絡先に電子メール等で連絡します。
 - ・プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

②説明方法

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。

（パワーポイント等の使用は不可。）

※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきます。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページに公表します。

(4) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締

結します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

①有用性

- ・ 事業の目的を達成するための的確な提案がなされているか。
- ・ 県及び掲載事業者、バイヤー等にとって見やすく、使いやすい仕様となっているか。

②専門性

- ・ メディア発信、食関連産業などに関する知識を十分有しているか。
- ・ コンピュータープログラムやシステム開発業務、デザイン、編集などの技能を十分有しているか。

③実施体制

- ・ 三重県との連絡体制や法令遵守の体制は十分か。
- ・ 業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

④経済合理性

- ・ 提案内容は、費用対効果の観点から、効果的か。
- ・ 見積額及び積算内訳、根拠は適切か。
- ・ 今後も継続的な利用が見込めるもの（料金、仕様等）になっているか。

9 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1） 及び添付書類・・・1部

(2) 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

規格は、A4版（A3版による折り込み可）・両面印刷・長辺綴じ・

文字サイズ10ポイント以上・表紙を含め20ページ以内とすること。

企画提案書については、以下のア～オの事項について、できる限り具体的な提案内容を記載してください。

ア 業務の実施体制

- ・ 業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
- ・ 業務に関するその他の組織等との連携体制

イ 提案書の概要

- ・ 提案内容のポイント

ウ 「みえの食」データベースの仕様

- ・ 仕様の説明

（掲載予定の情報及び掲載順・掲載方法、目当ての商品・事業者等がすぐに見つけられるような工夫、データベースを活用する掲載事業者及び県にとって有用と思われる機能等を具体的に提案すること）

- ・ データベースのデザインイメージ

エ 「みえの食」データベースに係る各種資料

- ・「使い方マニュアル」掲載内容
 - ・「データベース紹介用チラシ」イメージ
- オ 次年度以降のデータベース維持管理方法・料金等
- ※今年度作成したデータベースを次年度以降も形を変えずに継続使用する場合には、想定される作業及び費用について明示すること。
- ①必要と思われる費用について（※金額を明記すること）
 - ・サーバ費用
 - ・ドメイン費用 など
 - ②そのほか、地方公共団体がデータベースを運営するうえで見込んでおくことが望ましいと考える費用について〈委託事業者提案事項〉
 - ・プログラマー等による監視・対応費用
 - ・CMSなどのメンテナンス費用 など
- カ 業務実施スケジュール
- ・令和元年10月下旬頃の契約締結を前提に、令和元年10月下旬から令和2年3月11日までのスケジュールを記載すること。

(3) 見積書（任意様式、消費税を外税表記すること。）・・・・・・・・ 10部

正本は1部でも可。

※見積書には、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

※経費は、個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるよう記載すること。なお、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等の項目で経費に計上することは認めない。

【記載例】 人件費〇円、サーバ維持管理費〇円、実績報告書作成〇円 等

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 令和元年9月24日（火）17時00分まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただくとともに、令和元年9月27日（金）17時までに三重県のホームページに掲載させていただきます。

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 契約実績証明書（様式2）・・・ 1部
過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただきます。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課において行います。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

- (1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を順守してください。

(3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県から申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
契約条項の定めるところによります。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとします。

19 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

(5) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

20 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp